平成２２年（フ）第４１４号
兵庫県宝塚市福井町32番12―502号
債務者　古家　祐子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３８号
兵庫県宝塚市宝松苑13番56―203号
債務者　岡島喜代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県豊岡市香住1183番地の41
債務者　中村　邦法
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目14番７号
債務者　吉田　英樹
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４６５号
愛媛県松山市新浜町13番24号
債務者　小川　光子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９０号
愛媛県松山市桑原５丁目10番19号　オオウチ住宅
債務者　中村　隆昭
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５０４号
愛媛県松山市土居田町784番地　土居田マンション303号
債務者　野間　道裕
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２０号
宮崎市大島町山田ケ窪1926番地　レオパレス宮崎神宮207号
債務者　尾崎　裕二
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２３号
宮崎市柳丸町160番地２　布施アパートⅠ―206号
債務者　押川　雅哉
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２６号
宮崎市清武町今泉2763番地27
債務者　児玉　親子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９９号
宮崎県都城市早鈴町5031番地　メゾン・ジュネスＡ101号室
債務者　瀬之口みか（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２２１号
鹿児島県霧島市霧島田口2737―36　軽費老人ホーム霧島荘、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池4620番地３
債務者　久永　木子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２７７号
長野県松本市大字島立2045番地４
債務者　藤原たせ子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１００号
長野県諏訪市上川３丁目2439番地４、前住所長野県東御市和1487番地１　ハイツサルビア201号
債務者　松下　　清
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１１５号
長野県諏訪郡下諏訪町8896番地
債務者　林　　光男
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５６号
奈良県五條市五條４丁目９番11号
債務者　吉岡　武義
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第５７号
奈良県五條市五條４丁目９番７号
債務者　吉岡　七郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
奈良地方裁判所五條支部